

## 第 1 2 9 号議案

足立区西新井文化ホール条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区西新井文化ホール条例の一部を改正する条例  
足立区西新井文化ホール条例（平成 5 年足立区条例第 5 5 号）の一部  
を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（施設）

第 3 条の 2 西新井文化ホールの施設は、次のとおりとする。

- （ 1 ） ホール
- （ 2 ） 楽屋
- （ 3 ） リハーサル室
- （ 4 ） シャワー室

第 4 条を次のように改める。

（休館日）

第 4 条 西新井文化ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、第  
1 4 条第 1 項の規定により西新井文化ホールの管理を行う者（以下「指  
定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、教育委員会の  
承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- （ 1 ） 1 月 1 日から同月 4 日まで
- （ 2 ） 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（開館時間）

第 4 条の 2 西新井文化ホールの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 3  
0 分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、

教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

第5条第1項中「西新井文化ホールの施設を使用する者」を「西新井文化ホールを使用しようとする者」に改め、同項に後段として次のように加える。

承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第5条第2項中「前項の承認」を「前項に規定する使用の承認」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「使用を拒否し、使用の承認を取り消し、又は使用の停止若しくは制限することができる」を「前条第1項に規定する使用の承認をしないものとする」に改め、同条第1号中「認められた」を「認められる」に改め、同条第2号中「施設」を「西新井文化ホールの施設」に、「認められた」を「認められる」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が西新井文化ホールの使用を不相当と認めたとき。

第6条第4号から第6号までを削る。

第7条第1項中「使用の承認」を「第5条第1項に規定する使用の承認」に、「規則」を「教育委員会規則（以下「規則」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

第8条中「既納の」を「既に納入された」に改める。

第10条を次のように改める。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

(使用承認の取消し等)

第10条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項に規定する使用の承認を取り消し、又は使用の停止若しくは制限をすることができる。

- (1) 使用の目的又は第5条第2項の規定により付した使用の条件に違反したとき。
- (2) この条例又は規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第5条第1項に規定する使用の承認を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が西新井文化ホールの管理上特に必要があると認めたとき。

第11条を次のように改める。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第12条中「利用に際し、施設に損害を与えた場合」を「施設等を損傷し、又は滅失させたとき」に、「認めた」を「認める」に改める。

第13条を第19条とし、第12条の次に次の6条を加える。

(入館の拒否等)

第13条 指定管理者は、西新井文化ホールの秩序を乱し、又は乱すお

そのある者に対し、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(指定管理者による管理)

第14条 西新井文化ホールの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第15条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により西新井文化ホールの目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会への諮問)

第16条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区こども科学館条例（平成5年足立区条例第54号）第16条第1項に規定する足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務範囲)

第17条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業（教育委員会の権限に属するものを除く。）

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が西新井文化ホール

の管理運営に必要があると認める業務

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び西新井文化ホールの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、西新井文化ホールを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、西新井文化ホールの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、第11条の改正規定(第2項に係る部分に限る。)及び第13条を第19条とし、第12条の次に6条を加える改正規定(第13条、第17条及び第18条に係る部分に限る。)は、平成22年4月1日から施行する。

(提案理由)

施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。